

会 議 録

名 称	令和6年度 第1回松山市社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）		
事 務 局	福祉推進部 障がい福祉課 医療担当 T E L 0 8 9 (9 4 8) 6 9 3 6 F A X 0 8 9 (9 3 4) 0 1 1 6		
開催日時	令和6年5月9日（木） 午後3時25分～午後3時45分		
開催場所	松山市保健所・消防合同庁舎6階 小会議室		
出席者	委 員	荒木映雄委員、兼松貴則委員、上村太朗委員、川崎史朗委員、滝下照章委員、松本健吾委員、村上英広委員、矢野誠委員 計8名	
	事務局	福祉推進部 障がい福祉課長 伊藤、松本主幹、玉井副主幹、池内副主幹、片桐主事 計5名	
議 題	身体障害者福祉法第15条指定医師指定要領の改正について		
議事内容	<p>（事務局）身体障害者福祉法第15条指定医師指定要領の改正案について説明</p> <p>（委 員）一般社団法人日本専門医機構が認定した当該専門医というのは日本内科学会とはまた別の組織なのか。</p> <p>（事務局）別組織。一般社団法人日本専門医機構について、今までは専門医を取るに当たっては学会が認定していたという背景があった。最近になって、一般社団法人日本専門医機構が認定する事案も出てきた。まず、学会が認定試験を行い、その後、学会が試験の判定等を踏まえて一次審査を実施、その後、機構による二次審査を経て同理事会で専門医の認定がなされるという流れが（学会の認定と）並行して存在するようだ。最近、若い先生方の中にはこうした機構を通じて専門医を取得するケースも増えてきているようなので、こうした状況を踏まえないと15条認定を行うに当たっては片手落ちになってしまうのではないかと趣旨。</p> <p>（委 員）専門医機構云々はエイズとは別の話ということでよいか。</p> <p>（事務局）お見込みの通り。</p> <p>（委 員）今はエイズ専門医がいなくても、誰かエイズ専門医を持っている方がこちらに帰ってくることもある。この機会にエイズ学会を入れておいたほうがいいのかという考え方もある。</p> <p>（委 員）確認だが、リウマチ学会や血液学会を残しておくということでよいか。</p> <p>（事務局）お見込みの通り。あくまでも今回は追加をさせていただこうと考えている。</p> <p>（委 員）内科専門医を持っていれば申請さえすればよいということになるのか。その方の専門領域というのを勘案するということもあるのか。例えば、消化器内科が専門の人が内科専門医を持っているので、15条指定医師になりたいと言えなれるのか。</p> <p>（事務局）15条医師になれる要件として、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害に関しては、経験年数が3年以上必要という規定がある。</p> <p>（委 員）現行の要領にも、「エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい」とある。</p> <p>（委 員）それでも増えると思う。</p> <p>（委 員）今回、要望が上がったというのは、エイズ診療に従事している内科医がいるにもかかわらず、別の先生に診断書を書いてもらう必要があるといういきさつか。そういう煩わしさをなくすために、実際にしっかりと診療しているのだから指定医になったほうがいいのかというのは、真っ当な意見。</p> <p>（委 員）原案通り可決する。</p> <p style="text-align: center;">～要領の改正について、全会一致で可決～ － 以 上 －</p>		
備考（資料）	次第、座席表、委員名簿、資料1（要領の改正について）、参考資料		
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 全部公開	<input type="checkbox"/> 部分公開	<input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0人（4席）		